

平成27年 9 月 7 日提出

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部改正について

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

熊本市地域コミュニティセンター条例（平成4年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

熊本市隈庄地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町宮地1041番地1
熊本市白川地域コミュニティセンター	熊本市中央区新屋敷1丁目18番27号

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市隈庄地域コミュニティセンター及び熊本市白川地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提出理由）

隈庄地域コミュニティセンター及び白川地域コミュニティセンターの新設をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。